

開示規制違反に係る課徴金事例集 の公表について

前 証券取引等監視委員会事務局開示検査課 課長補佐 青 崎 稔
証券取引等監視委員会事務局開示検査課 審判係長 岡 崎 洋 悦

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しており、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令等の行政処分を行うよう勧告を行っている。本稿では、証券監視委が先日公表した事例集（「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（平成25年6月26日公表））に基づき、開示検査の実施状況及び不適正な会計処理の概要等を紹介したい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 開示検査の実施状況

(1) 総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、証券監視委は平成25年5月末までに、計73件、計66億1,463万9,980円の課徴金納付命令勧告（開示規制違反関係）を行った。勧告の内訳は、「開示書類の虚偽記載等」に対するものが計69件、「開示書類の不提出」に対するものが計3件、「公開買付開始公告の不実

施」に対するものが計1件である（表1参照）。

(2) 平成24年度の特徴

平成24年度においては、証券監視委は、計9件、計7億2,174万9,994円の課徴金納付命令勧告を行った。これらは開示書類の虚偽記載に対して行われた勧告であり、認定された不適正な会計処理の態様は、投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上、売上原価の過少計上、減損損失の過少計上等と多岐にわたっていた。

事例集では、最近の開示検査において、以下のような不正のパターンがしばしばみられていることが紹介されている。

- ① 不適切な会計処理の隠蔽を図るため、海外子会社や海外ファンドが利用されるケース。例えば、含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上を先送りするため、海外に連結対象外のファンドを組成し、当該投資有価証券等を当該ファンドに簿価で買い取らせることによって損失の簿外処理を行っていた事例や、海外ファンドに資金を送金し、自社において営業出資金として資産計上しつつ、当該資金を自社の役職員に対して秘密裏に還流させていた事例があった。
- ② 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケー

＜表1＞課徴金納付命令勧告の内訳

(単位：件)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
開示書類の虚偽記載	3	8	11	9	18	9	9	2	69
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	6
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	1	34
両方の虚偽記載	1	3	5	2	8	6	3	1	29
開示書類の不提出	—	—	0	0	1	2	0	0	3
発行開示書類	—	—	0	0	0	2	0	0	2
継続開示書類	—	—	0	0	1	0	0	0	1
公開買付公告の不実施	0	0	0	1	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成25年度は5月31日まで。
(以下において同じ。)

ス。例えば、海外子会社において、厳しい収益目標を達成するため、実態を伴わない売上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた事例や、海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が過少に計上されていた事例があった。

- ③ 経営者や取締役等が主導して不適正な会計処理が行われるケース。例えば、役員が会社の財務・会計システム上のデータを改ざんして、取引先から支払われるリポート（仕入値引）を過大計上することで、売上原価を圧縮させて業績をよくみせていた事例や、代表取締役が主導して役員や知人に対して貸付けを行ったものの、当該貸付取引に係る債権の回収可能性を十分に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた事例があった。

(3) 上場市場別の傾向

違反行為者（発行者である会社）を市場別に分類すると、本則市場（37社）に対して新興市場（39社）の企業に対する勧告が多くなっている（表2参照）。上場企業のうち新興市場銘柄は3分の1程度しかないことも考慮

すると、新興市場銘柄に対する勧告比率が相対的に高い傾向にあることが分かる。具体的な事情は様々であるが、新興市場企業の場合、会社規模が小さく事業部門も少ないため、特定部門における不適正な会計処理が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいこと、また、経営トップや中核部門の幹部の発言力が圧倒的である一方で、管理部門が脆弱であることが多いため、不適正な会計処理やその発覚の遅れにつながりやすいこと、が背景になっている。

(4) 業種別の傾向

次に、違反行為者を業種別にみると、情報・通信業（15件）、卸売業（10件）、サービス業（9件）、建設業（7件）といった業種で勧告が多くなっている（表3参照）。開示検査の対象の抽出は、様々な情報と財務分析を基に、嫌疑の高い先から選定しているため、当初から特定の業種を対象にしているわけではない。そうした中、勧告件数の多い業種があるのは、これらの業種で経営不振の会社が手を染めやすい手口があるように思われる。例えば、情報・通信業における15件の勧告のうち9件では、ソフトウェアやライセンス等の無形固定資産、また、サービス業や食料品の業種では、著作権やエリア営業権といった

＜表 2＞「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者（発行者である会社）の市場別分類
(単位：社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
東証計	1	5	3	4	12	2	5	1	33
東証 1 部	1	4	2	2	4	0	1	1	15
東証 2 部	0	1	0	0	1	0	1	0	3
マザーズ	0	0	1	2	7	2	3	0	15
大証計	3	4	8	4	5	3	3	2	32
大証 1 部	1	1	2	0	2	0	0	1	7
大証 2 部	0	0	2	1	0	1	0	0	4
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	3	1	21
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	4
名証 1 部	1	0	1	1	0	0	0	0	3
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	0	1
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	5
札証（本則）	0	0	2	0	0	0	1	0	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	0	2
福証（本則）	0	0	2	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	2	37
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	1	39
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	3	76

(注) 1 個人による虚偽記載は含まない。(表 3、表 4 において同じ。)

2 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

3 平成25年1月1日に東京証券取引所と大阪証券取引所が合併し、日本取引所グループが発足している。

無形固定資産が不適正な会計処理に利用されていた。無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することができないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。

(5) 違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別では、特別損失又は特別利益（20件）、資産（15件）、売上高（15件）において、勧告件数が多くなっている（表 4 参照）。

特別損失の科目では、貸付金等の債権につ

き適切な評価を行わないことによる貸倒引当金の不計上・過少計上等が多く確認されているが、中には架空の支出項目（架空のソフトウェアの購入名目等）を発生させることにより、本来の目的（役職員による私的流用等）を隠蔽しようとする悪質な事例もあった。

2. 個別事例の概要

今回の事例集においては、開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令の勧告事例を11件、開示書類の不提出に係る勧告事例を2件、紹介している。本稿では、そのうち3事例を紹介したい。なお、具体的な虚偽記載の態様

＜表3＞「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：社）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	0	15
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	10
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	0	9
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	5
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	2
その他	1	0	0	2	0	0	3	0	6
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	2	64

＜表4＞（単位：件）

年 度	22	23	24	25	計
売上高	7	5	3	0	15
売上原価	0	1	1	0	2
販売費及び一般管理費	2	1	0	1	4
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	2
特別利益又は特別損失	9	6	5	0	20
資 産	5	4	4	2	15
その他	0	0	1	0	1
年度別計	24	17	14	4	59

（注）複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

等及び他の事例については、証券監視委ウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130626-1.htm）に掲載されている事例集本体をご覧ください。

○ 架空売上の計上（事例1）

本件は、特定の地域で店舗を開業・経営するための非独占的な営業権等のライセンス（「フランチャイズ権（FC権）」）を付与する名目で実態のない取引を行い、架空売上等を計上したものである。

ラーメン店をチェーン展開していた当社は、代表取締役の主導の下、ラーメン事業を

事業化する計画を持たないA社に対して、米国西海岸におけるフランチャイズ権を付与する名目で架空の取引を行い、売上を計上した。当該取引に当たっては、正常な売上取引と仮装するため、既に当社名義の買付証明書を発行して、当社がかねてから取得を予定していたB社所有の不動産を取得する取引にA社を介在させ、A社から水増しした

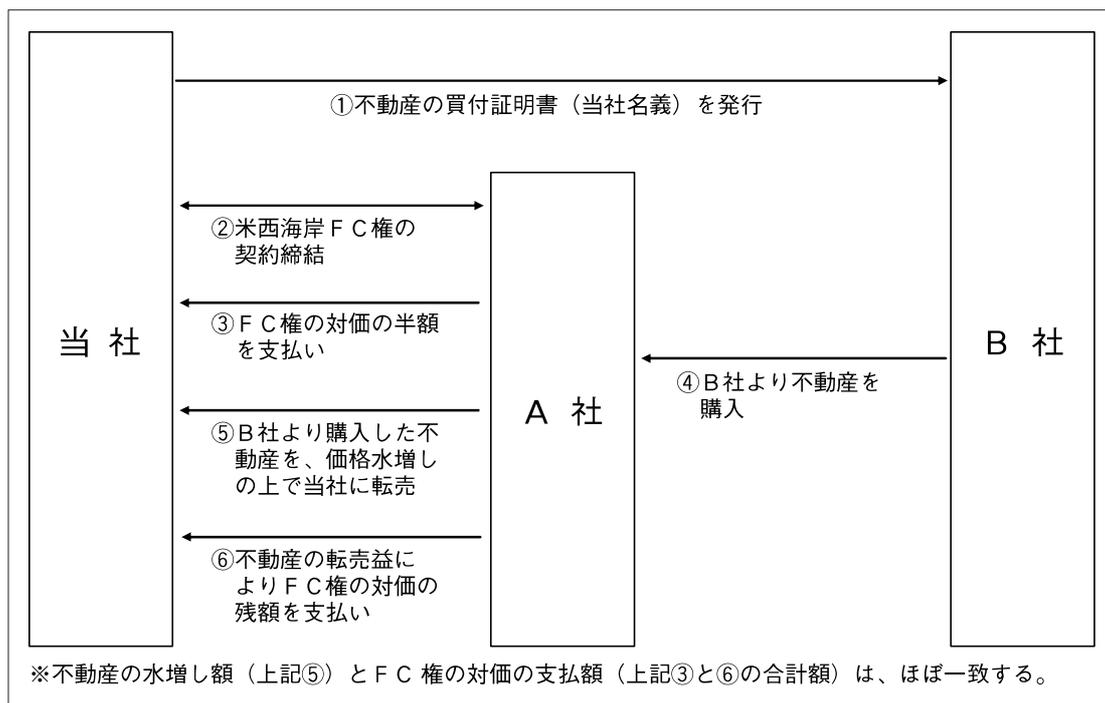
価格で当該不動産を取得することにより、当該水増し額をもってA社のフランチャイズ権の購入代金に充てさせていた。（図1参照）

○ 営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上（事例8）

本件は、当社から複数の海外ファンドに対して営業出資金の名目で使途不明の資金が送金されていたにもかかわらず、損失が計上されなかったものである。

当社は、会長（X氏）が主導して、複数の海外ファンドに対する出資を行い、営業出資金として資産計上していたが、当該出資は、

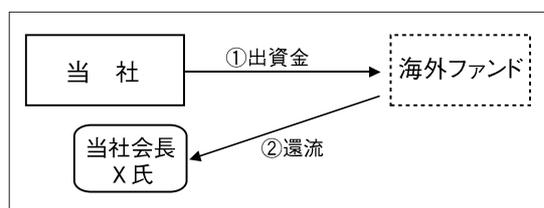
<図1>



X氏が、自らに対しその資金を還流させるために行ったものであり、また、当該海外ファンドによる資金運用の実態はないなど、資金使途は不明なものであった。

したがって、当該ファンドに対する営業出資金の名目で送金した資金については、本来であれば、使途不明金として認識し、送金した時点で直ちに損失計上すべきものであったが、これを行わなかった結果、当社は使途不明金相当額の損失計上を回避するとともに、営業出資金の架空計上を行っていたものである。（図2参照）

<図2>



○ のれんの過大計上（事例10）

本件は、企業買収を行った当社が、債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来

であれば計上できないのれんの計上等を行ったものである。

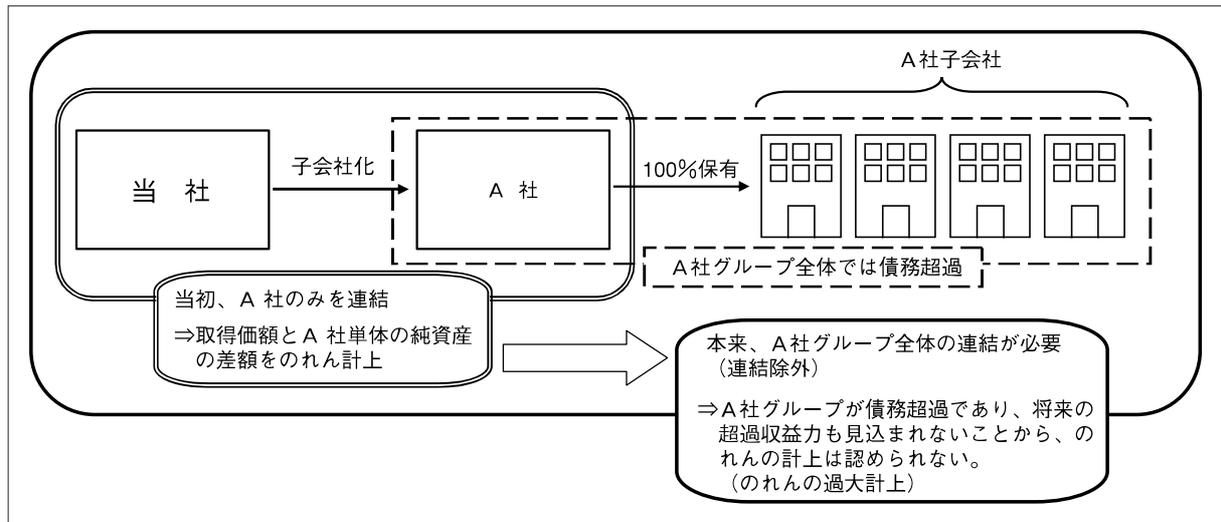
当社は、A社の全株式を取得して連結子会社とするに当たり、本来であればA社のみならず当該A社の子会社4社も連結の範囲に含むべきところ、これを除外し、株式取得価額とA社単体の純資産額との差額をのれんとして計上した。

さらに、A社単体では資産超過とされていたが、子会社4社を連結したA社グループの財政状態は債務超過であったことから、仮に、当社がA社に関し、その取得価額とA社連結の純資産額との差額をのれんとして計上するためには、A社株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけが必要であったが、当社はそのような裏づけを有していなかったものである。（図3参照）

3. 開示検査の今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化

<図 3>



と高度化を図ることが今後の課題となっている。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、引き続き検査能力の向上を図っていく。
- (2) 虚偽記載を行った上場企業等が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すような観点から検査を実施していく。当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、開示検査における事実認定の判断材料としていく。
- (3) デジタルフォレンジック（パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術）の運用体制を強化し、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。
- (4) クロスボーダーの取引に係る不適正な会計処理等の疑義に対しては、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努め、適切に開示検査を実施

していく。

- (5) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や日本公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化していく。

4. おわりに

平成23年に発覚した有価証券報告書の虚偽記載事案をきっかけに、不正に対する外部監査の役割が注目されるようになったが、不正の実効的な抑止のためには、企業自身の内部統制、特に内部監査及び監査役監査が有効に機能していることが不可欠である。例えば、先に紹介したように、海外子会社において長期にわたって不適切な会計処理が行われ、巨額の粉飾決算に発展するという事例が散見されている。海外事業を展開する際に、事業上の意思決定権限を現地経営者に委譲し、運営全般を現地に任せるような場合であっても、海外子会社の財務情報に対して、本社が現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングを実施していくことが不可欠である。今後、こうした企業集団全体としての内部統制のあり方が、これまで以上に問われるようになっていくと考えている。